

宇都宮市公共サイン整備方針

～わかりやすい、宇都宮市にふさわしいサイン整備のために～

平成18年7月

都市開発部都市計画課

目次

1	はじめに	1
2	公共サインとは	1
3	公共サインの役割	2
4	本市における現状と課題	3
5	公共サイン整備方針	4
6	対象範囲	5
7	案内・誘導システムの考え方	6
8	サインの種類	7
9	サイン配置の考え方	9
10	公共サイン本体の構造について	12
11	障害者対応の考え方	12

宇都宮市公共サイン整備方針

1 はじめに

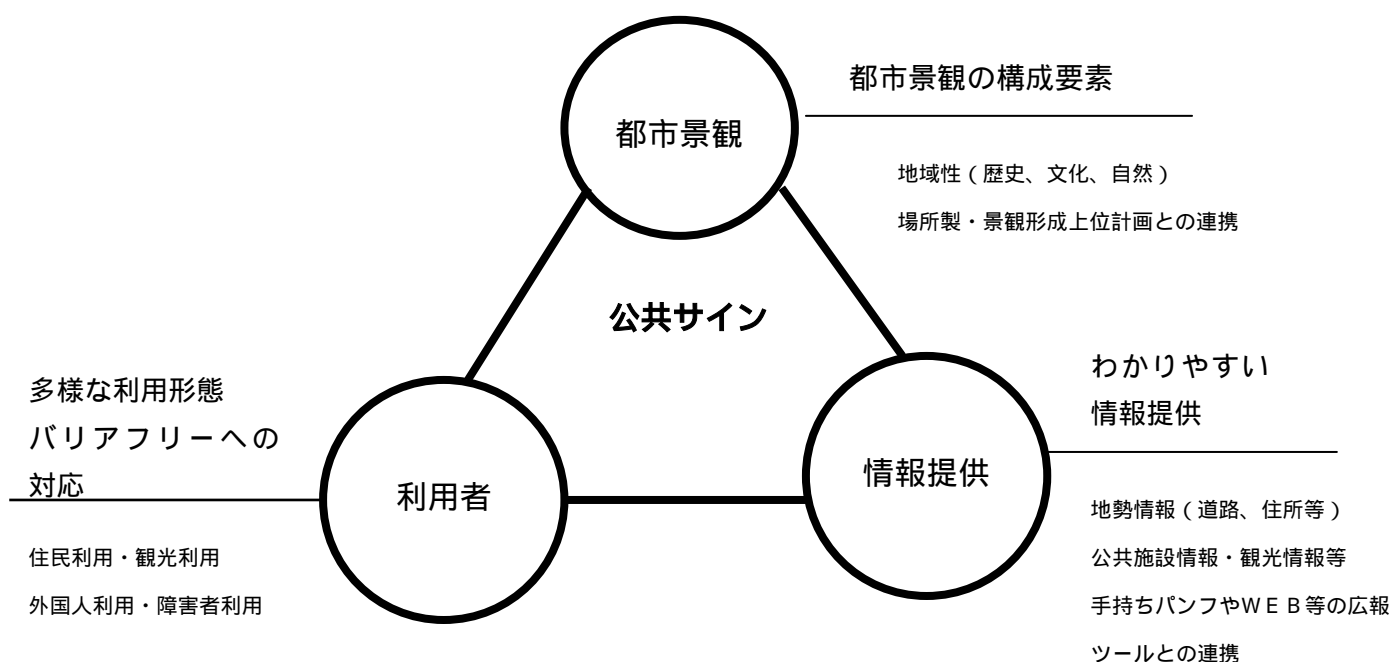
- ・様々なサインは、そこで生活している人々や、そこを訪れる人たちに、まちを分かりやすく案内・誘導するものである。
- ・また、サインは、まちなみや良好な都市景観形成の観点からも、そのあり方について市民の関心が高まりつつある。
- ・さらに、交通機関の発達や人々の活動の多様化とともに、サインの役割は、今後ますます大きくなり、計画的で体系的なサインの整備は、個性的で魅力ある分かりやすいまちづくりのために大変重要である。

2 公共サインとは

- ・公共サインとは、人々に街の地理、方向、施設の位置等に関する情報を提供する媒体である標識、地図、案内誘導板等の総称で、公的機関が公共空間に設置するものである。
- ・また、人の行動を誘導・コントロールしたり、それ自体それぞれの地域で、統一感のある都市景観を構成する重要な要素である。

3 公共サインの役割

サインの具体的な役割は、まちをわかりやすく案内し、なおかつまちの文化や歴史に対する理解を深め、すべての人々がスムーズに活動できるような「まちづくり」を支援することである。



公共サインの特徴として、不特定多数の利用者が各々の目的を持って主体的に利用するものであることが挙げられる。

一般には、住民あるいは観光・ビジネス目的の来訪者が主体と思われるが、さらにその中には利用頻度の差があっても外国人、高齢者、障害者(視覚障害者、車いす利用者)も含まれており、近年の公共サインに求められる様々なニーズへの細やかな配慮が必要条件の一つとして定着している。

また、サインは、街路灯やベンチ、歩道面のタイル等と同様に都市景観を構成する要素としての役割を持つということに配慮が必要である。

特に中心市街地のようなにぎわいのある、調和のとれた景観形成を行う場合、デザイン、色彩、配置など周囲とのバランスを考えた上での検討が重要である。

4 本市における現状と課題

(1) 本市における現状

- ・住居表示板、避難場所表示板、文化財表示板等があり、それらに統一性がなく、目的地への案内板として関連性がない。
- ・JR宇都宮駅東口整備事業及び馬場通り中央地区の再開発が始まり、城址公園の整備事業が進められるなか、来訪者や市民に対し、都心部において、わかりやすく案内誘導をするサインが少ない。
- ・初めての来訪者が、目的地へ向かうまでの、ネットワークされた案内板が少ないためわかりづらい。

(2) 本市における課題

- ・景観に配慮した公共サインを整備することで、美しいまちなみの構成要素となるようにしていかなければならない。
- ・高齢者、障害者等に配慮した公共サインを、整備していかなければならない。
- ・JR宇都宮駅東口整備事業や二荒山周辺の開発が始まり、城址公園の整備事業等が進められているため、歩行者等を対象とした公共サインの整備が必要となっている。
- ・郊外部においても、公共サインが少なく、また老朽化している。

5 公共サイン整備方針

まちのなかで公共サインの果たす役割は非常に幅広く、都市活動における様々な側面で重要な役割を担っている。

1. まちをわかりやすくする

サインの果たすべき最も基本的な役割であり、まちなかにおいては、利用者と目的地の位置関係といった案内、誘導に関する情報を適切でわかりやすく無理なく伝達していく。

2. まちを美しくする

工作物という側面でサインを捉えれば、それ自体が景観を構成する要素であり、その連続はまちなみを形成する要素となる。そういう意味でサインにより、美しいまちなみを整える役割を果たしていく。

3. まちの「らしさ」を伝える

サインは都市景観の大きな要素であるため、その地域のイメージづくりの重要な役割を果たす。

景観と調和がとれた宇都宮らしさを表すデザインで表現することにより、まちの表情をより豊かで個性的にする。

6 対象範囲

(1) 対象地区

宇都宮市内全域とする。

(2) 対象者

中心市街地（都心部・駅周辺地区）については、特に歩行者及び自転車利用者を主な対象とし、それ以外の地区は、自動車利用者を主な対象とする。

(3) 誘導対象物

サインの対象物は、公共施設等（公共施設、観光施設、文化財指定等）を基本とする。

ただし地図には、民間施設の位置を明記することとする。

【参考資料1「サインイメージ図」を参照】

8 サインの種類

(1) 歩行者系サインの種類

表示部分

サインの種類	目的	情報内容					
		市街地案内	周辺案内	施設誘導	記名	説明	施設案内
拠点総合案内サイン	市内で来訪者が最も多い場所を対象に設置し、宇都宮市と周辺地区を表現した広域案内と市街地地区の案内の地図情報を提供する。						
個別誘導案内サインA	交通の結節点となる交差点等において、近隣の地区の案内と近隣の誘導対象となる施設の方向を示す。						
個別誘導案内サインB	誘導対象となる施設への歩行者の多いルートで、起点や分岐点において施設名とその方向を示し適切な誘導をする。						

(2) 車両系サインの種類

表示部分

サインの種類	目的	情報内容	
		市名称情報	施設誘導情報
市境サイン	市外からの主要な道路上の市境地点において、宇都宮市の所在を示す。		
誘導サイン	市内の主要な施設を対象に道路の分岐点において、施設名とその方向を示す。		

9 サイン配置の考え方

- ・サインの存在が一見してわかる位置に、通行の支障にならないように設置することを基本とする。
- ・具体的には、以下の内容に留意する。

(1) 中心市街地（歩行者系）

中心市街地においては、その周辺の主要な施設までの案内を行うこととする。

動線の結節点（多くの人の動きが交差する点）に、設置することを基本とする。

特に、駅周辺等の人通りの多い場所では、通行の支障とならないことを前提に、顕在性が確保できる位置に設置する。

道路上においては、歩車道境界寄りと宅地境界よりの2通りのが考えられるが、街路樹や屋外広告物等との関係に留意し、安全性や視認性を損なわないよう考慮する。

目的地までの距離が長い場合、歩行者等が不安を感じることなく進めるための、適切な間隔で設置する。

(2) 郊外部（車両系）

道路構造令で制約が多いことから、関係法令に基づいて、設置していく。

ろまんちっく村などの郊外部の拠点等においては、その周辺の主要な施設の案内を行うこととする。

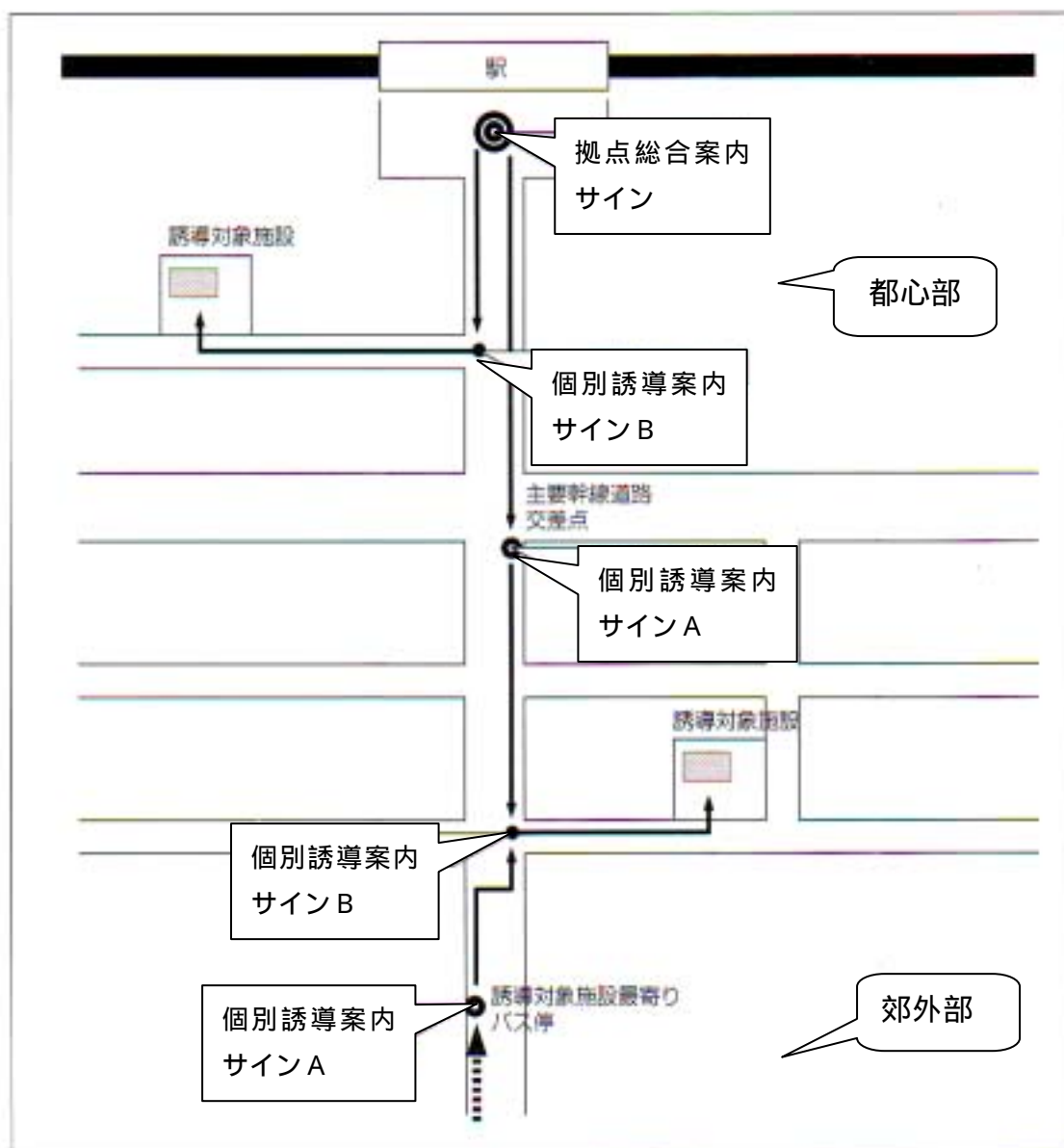
主要な道路を対象として市境に配置する。

主要な施設を対象に道路の分岐点に設置する。

(3) 歩行者系サイン

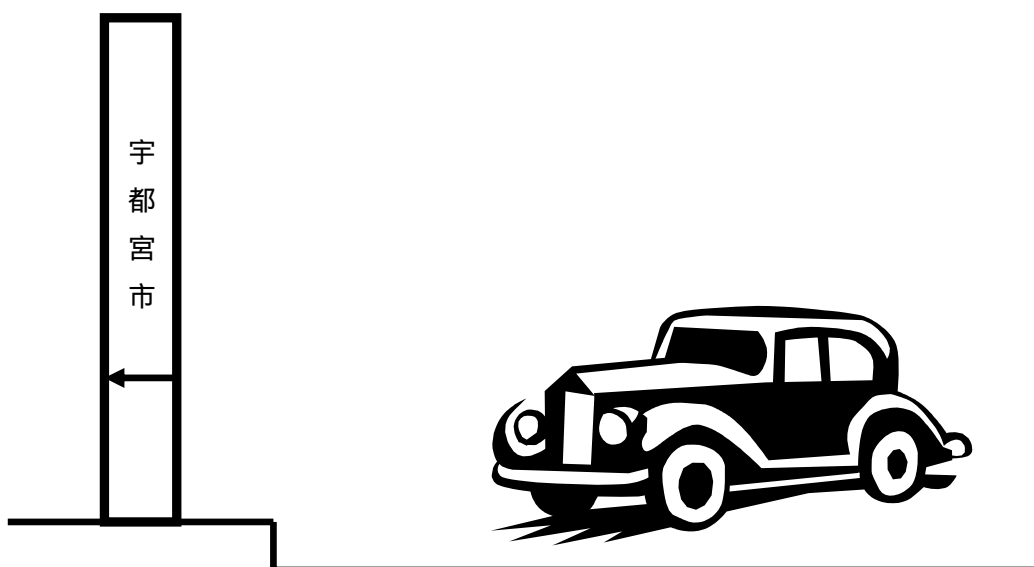
- ・ 拠点総合案内サイン：駅前や公設の駐車場など来訪者の起点となる場所に配置する。
- ・ 個別誘導案内サインA：主要幹線道路交差点に案内地図と誘導表示による中距離のサインとして設置する。
- ・ 個別誘導案内サインB：誘導対象施設への動線上の迷いやすい分岐点等において矢印を主体とした短距離のサインとして設置する。

〔設置方針図〕



(4) 車両系サイン

- ・市境サイン：市街から主要道路上の市境地点において宇都宮市の市境の所在を示す。



- ・誘導サイン：市内の主要な施設を対象に道路の分岐点において施設名とその方向を示す。



10 公共サイン本体の構造について

個性ある宇都宮のサインとして、一部に大谷石使用を基本とし、他の素材との組み合わせにより各道路軸の特徴を活かした統一感のあるデザインとする。

メンテナンス性に配慮されたデザインとする。

地図については、必要に応じて触知図とし、バリアフリー経路図、点字説明併記、文化財サインの位置、公共施設等の施設表示やピクトサインを活用する。また、観光活性化標識ガイドライン（国土交通省）に基づく外国人対応の表示（英語）に心がける。

【参考資料1「サインイメージ図」を参照】

11 障害者対応の考え方

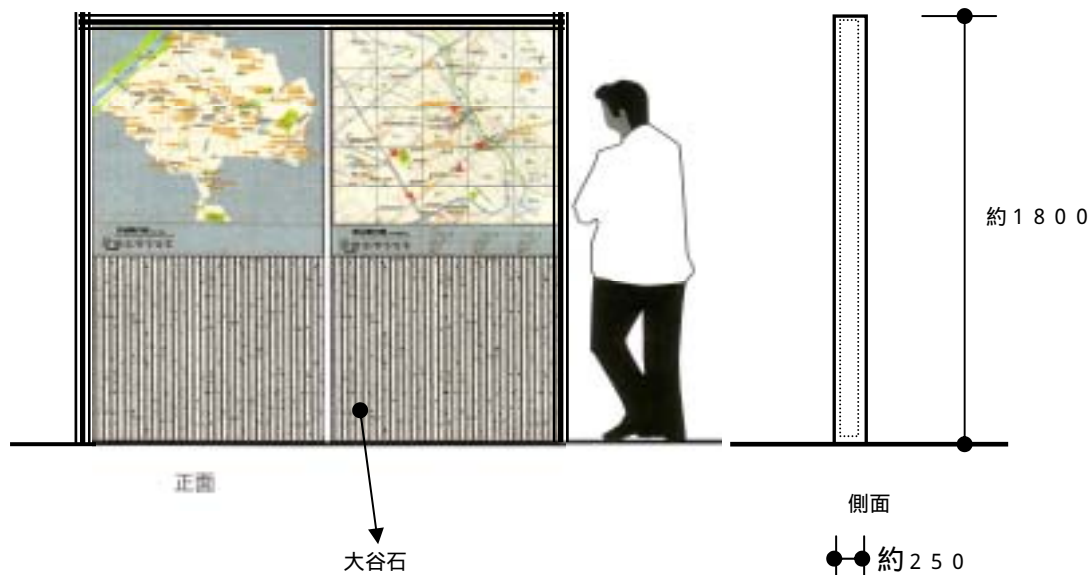
サインに記載される文字の大きさや、サインが見やすい設置位置などについて、健常者に限らず車椅子の利用者にも配慮する。

サインイメージ図

[拠点総合案内サイン]

: 都心部の駅前や郊外部の公設の駐車場など来訪者の起点となる場所に設置する。

広域地図と周辺地図との組み合わせにより、目的施設の所在を標示するサイン



[個別誘導案内サイン (A)]

: 地図案内に重点を置き、矢印で案内するサイン

[個別誘導案内サイン (B)]

: 矢印案内に重点を置いたサイン

